

給付上限相当額を超える給料月額（標準報酬の月額）

期間	給料月額（標準報酬の月額）			
	育児休業		介護休業	
	一般職	特別職	一般職	特別職
H17.4.1～H17.7.31	346,390円	432,850円	346,390円	432,850円
H17.8.1～H18.7.31	339,570円	424,490円	339,570円	424,490円
H18.8.1～H19.7.31	340,890円	426,030円	340,890円	426,030円
H19.8.1～H20.7.31	339,350円	424,270円	339,350円	424,270円
H20.8.1～H21.7.31	337,370円	421,850円	337,370円	421,850円
H21.8.1～H22.7.31	335,610円	419,430円	335,610円	419,430円
H22.8.1～H23.7.31	327,690円	409,530円	327,690円	409,530円
H26.8.1～H27.7.31	340,890円	426,030円	340,890円	426,030円
H27.8.1～H27.9.30	341,110円	426,250円	341,110円	426,250円
H27.10.1～H28.7.31	標準報酬の等級第2 4 級		標準報酬の等級第2 4 級	440,000円
H28.8.1～H29.7.31	440,000円		標準報酬の等級第2 5 級	470,000円
H29.8.1～H30.7.31	標準報酬の等級第2 5 級		標準報酬の等級第2 6 級	
H30.8.1～H31.2.28	470,000円		500,000円	

育児（介護）休業手当金を受給されていた期間のご自身の給料月額または標準報酬の月額が、上の表の「期間」に対応する給料月額または標準報酬の月額以上であれば、給付上限相当額に相当する金額に基づく手当金の金額を受給している可能性があります。（追加給付の支給対象者である可能性があります。）

※H23.8～H26.7の期間は、追加給付の支給対象ではないので、表から除いています。

※今回の追加給付の支給は、「平成31年2月28日」までに、育児（介護）休業を終了された方が対象となります。